

解答と解説

2023/11/26

松岡 久和

【出題趣旨】

第1回から第7回までに扱ったテーマから、将来債権譲渡の有効性、債権譲渡と詐害行為の成否、第三債務者が特定していない将来債権譲渡の第三者対抗要件、債権譲渡の債務者対抗要件、契約内容不適合を理由とする契約の解除や同時履行の抗弁の対抗を組み合わせている。基本的な知識を問う問題がほとんどであるが、第三債務者が特定していない将来債権譲渡の第三者対抗要件の問題は、気付かない人も多いかもしれないやや応用的な問題である。

【解説】

問1

A Cの債権譲渡は、将来債権を含むかなり広範囲の債権をまとめて譲渡担保にするもので、その有用性として特定性が必要であり、公序良俗に反しないことにも留意する必要がある。Bは特定性の欠如や公序良俗違反による無効を主張するだろう。

しかし、譲渡された債権の種類が、Aの顧客に対する年間定期売買契約の代金債権と種類が特定しており、範囲も11月分から1年と限定的であるから、顧客になる第三債務者が未確定であっても、特定性は十分にある。また、債権譲渡担保契約では譲渡された債権についても、営業の通常範囲での譲渡人による取立てを認める取立権付与や取立権留保の明示または黙示の特約がされるのが普通であり、譲渡人の経営の自由を過度に制約することはない。また、譲渡担保には厳格な清算義務が課されているので、被担保債権額以上に債務者の責任財産を囲い込んで他の債権者を害することもない。よって、いずれの無効の主張も認められないだろう。

譲渡担保は、424条の3に該当する場合にのみ詐害行為として取り消せる。本問では、Aは支払が遅れがちになってはいるが、支払不能とまではいえず、また、債権者Cに迫られてやむを得ずAが担保提供を行ったにすぎないから、通謀加害の意図も認められないだろう。よって、取消しもできそうにない。

問2

A B間の債権譲渡は、未払売掛金債務への代物弁済として行われており、譲渡される債権も未払代金額に見合う額に限られているため、特定性の点で疑問がないわけではないが、過大な代物弁済には当たらず、無効になる余地はない。のみならず、過大な代物弁済は過大な部分の取消しが比較的容易であるが(424条の4)、過大でない代物弁済を取り消すためには、やはり424条の3による必要がある。しかるに、Aは、上述のとおり支払不能とは言えないうえ、債権者Bに迫られて、期限の利益を失わないためやむを得ず代物弁済に応じたに過ぎないから、通謀加害の意図も認められないだろう。よって、取消しもできそうにないのはA C間の債権譲渡と同様である。

問3

AB・AC間は、債権の有効な二重譲渡の関係にあり、第三者対抗要件を先に備えた方が優先する（467条2項）。

ただ、注意すべきは、本問の第三債務者は、将来の顧客という不確定な者を多数含むため、そのような不確定な第三債務者につき、民法の定める確定日付のある証書による通知または承諾を備えることはできないことである。この場合、Aの営業が法人組織で行われていれば、第三債務者が特定していない債権についても、動産債権譲渡特例法4条1項の債権譲渡登記により第三者対抗要件を備えることができる。債権譲渡登記ができない場合であれば、顧客が年間定期売買契約を締結して特定した時点で、確定日付のある証書（通常は内容証明郵便）によりAから通知をしてもらった譲受人が優先することになる。

なお、本問では、通知の同時到達などのレアケースには言及しなくてもよいものとし、適切に言及していれば加点することにする。

問4

債権譲渡が上述問1・問2のとおり有効だとすると、第三者対抗要件を備えた譲受人は、債権譲渡契約があったことを主張・立証すれば、代金を請求できる。弁済期の到来や債務者対抗要件具備は、弁済期の合意や債務者対抗要件の抗弁に対する再抗弁である。このあたりの要件事実の記述は、詳しく書かなくてもよく、書けていれば加点する。

再抗弁とはいえ、債務者対抗要件が第三者対抗要件とは別に必要なのは、第三者対抗要件が債権譲渡登記によって備わった場合には、第三債務者は譲渡を認識していないからである。譲受人は、動産債権譲渡特例法4条2項により、登記事項証明書を交付して通知をするか、当該債務者が承諾をする必要がある。本問ではDは承諾をしていないようであり、譲渡人からのメールによる連絡だけなので、登記事項証明書が交付されるまでは、請求を拒める。

問5

Dは、11月分としてAが送付した珈琲豆がすべて浅煎りであり、約定に反した債務不履行であると主張する。本件売買契約は代金先払の特約があり、同時履行関係にはないが、判例・通説によれば、このような継続的契約においては、前期の履行がされるまで、今期の履行を拒むという形の変形した同時履行関係が認められる。本件では、Dは、少なくとも562条により深煎り豆が送付されるまでは、12月分の代金の先払を拒むことができようである。

Dは約定と異なる豆が送付されたことで売主に対する不信感を募らせ、契約を全部解除したいと考えるかもしれない。しかし、すでに8月から10月の分の豆は約定通り履行されており、契約全部を遡及的に解消するには、11月の異種物給付によりDが契約をした目的を達成できないことが必要である（542条1項5号）。11月2袋の手違いだけでは、全部解除を根拠付けることは難しく、解除したから12月分も払わない、とまでは言えない。